改正後	改正前
一　船員職業安定法施行規則（以下「規則」という。）第十三条第一項に規定する無料の船員職業紹介事業を行おうとする者が提出すべき許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。 イ～ヘ　（略） ト　取扱職務等の範囲 二　規則第十六条に規定する無料船員職業紹介許可事業者の備え付けるべき帳簿書類は、次のとおりとする。 イ　求人票 ロ　求職票 ハ　（略） 三　（略） 四　規則第二十条第五項に規定する船員募集報告書の様式は、第一号様式とする。 五　規則第二十三条第一項に規定する無料の船員労務供給事業を行おうとする労働組合等が提出すべき許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。 イ～チ　（略） 六　規則第二十三条第六項に規定する無料船員労務供給事業者の備え付けるべき帳簿書類は、次のとおりとする。 イ　労働組合等労務者名簿（様式は、第二号様式とする。） ロ　組合員等供給就労日誌（様式は、第三号様式とする。） ハ　労働組合等就労者押印簿（様式は、第四号様式とする。） ニ　（略）	一　船員職業安定法施行規則（以下「規則」という。）第十三条第一項に規定する無料の船員職業紹介事業を行おうとする者が提出すべき許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。 イ～ヘ　（略） ト　取扱職種の範囲等 二　規則第十六条に規定する無料船員職業紹介許可事業者の備えつけるべき帳簿書類は、次のとおりとする。 イ　求人票（様式は別表第一とする。） ロ　求職票（様式は別表第二とする。） ハ　（略） 三　（略） 四　規則第二十条第五項に規定する船員募集報告書の様式は、別表第三とする。 五　規則第二十三条第一項に規定する船員労務供給事業を行おうとする労働組合等が提出すべき許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。 イ～チ　（略） 六　規則第二十三条第六項に規定する無料船員労務供給事業者の備えつけるべき帳簿書類は、次のとおりとする。 イ　労働組合等労務者名簿（様式は別表第四とする。） ロ　組合員等供給就労日誌（様式は別表第五とする。） ハ　労働組合等就労者押印簿（様式は別表第六とする。） ニ　（略）

別表第一及び別表第二を削り、別表第三を第一号様式とし、別表第四を第二号様式とし、別表第五を第三号様式とし、別表第六を第四号様式とする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一号トの改正規定は、船員法等の一部を改正する法律の施行の日（同年五月十三日）から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

その他告示

○復興庁告示第一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和八年一月三十日付けで認定した復興推進計画（石巻市復興推進計画（認定番号宮城第九十七号））に係る指定金融機関を令和八年三月三日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和八年三月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社三井住友銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○復興庁告示第二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和八年一月三十日付けで認定した復興推進計画（石巻市復興推進計画（認定番号宮城第九十七号））に係る指定金融機関を令和八年三月三日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和八年三月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社りそな銀行

二　住所　大阪市中央区備後町二丁目二番一号

○復興庁告示第三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和八年一月三十日付けで認定した復興推進計画（石巻市復興推進計画（認定番号宮城第九十七号））に係る指定金融機関を令和八年三月三日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和八年三月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和八年一月三十日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第百五十一号））に係る指定金融機関を令和八年三月三日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和八年三月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和八年一月三十日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第百五十一号））に係る指定金融機関を令和八年三月三日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和八年三月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和八年一月三十日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第百五十一号））に係る指定金融機関を令和八年三月三日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和八年三月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社常陽銀行

二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号